

医政メモ Q&A

医師法21条について

最近医師法21条の改正を求める声を聞くようになりました。今回無罪となった福島県立大野病院事件についても業務上過失致死罪とともに医師法21条違反に問われたことに対する判決です。さてこの医師法21条はどんな問題があるのでしょうか。

Q：医師法21条について教えてください。

A：「医師は、死体又は妊娠4月以上の死産児を検案して異状があると認めるときは、24時間以内に所轄警察署に届けなければならない。」というものです。同法33条の2ではこの違反者に対して50万円以下の罰金に処することが示されています。

Q：いつごろ制定された法律なのでしょう。

A：医師法のルーツは明治7年に発布された医制に遡ります。

Q：立法の趣旨について教えてください。

A：医師が死体に異状（常）を発見した場合、犯罪に関連する場合も少なくありません。そこで犯罪の発見を容易にするために届出義務を定めました。24時間以内という限定は犯人の逃亡の恐れや犯罪を繰り返す可能性があるため、できるだけ早期に捜査を開始しようという意図からきたものです。だからこそ、刑事制裁でありながら罰金刑にとどまっているわけです。

Q：では医師法21条が問題になっているのはどうしてですか。

A：診療関連死を異状死とみなすのかその解釈が変遷したために問題となっています。

Q：具体的にその異状死解釈の変遷を教えてください。

ください。

A：医師法を所管する旧厚生省の立場はつい最近まで、医療過誤による死亡事案に医師法21条が適用になることは想定していませんでした。しかし平成6年、当時の臓器移植法案に関連して、異状死体からの臓器移植の可能性が議論されて日本法医学会が異状死ガイドラインを作成、そこで「異状死の解釈もかなり広義でなければならなくなっている」として、届け出るべき異状死に「診療行為に関連した予期しない死亡、およびその疑いのあるもの」を含めると記載されました。2000年8月、厚生省（当時）国立病院部「リスクマネジメントスタンダードマニュアル作成委員会報告書」は医療過誤による死亡もしくは傷害が発生した場合、またはその疑いがある場合には施設長は速やかに所轄警察署に届出を行うというルールを定めました。これを受けて当時の厚生省当局は直ちに全国の国公立病院に対してその遵守を指示、後に、私立大病院、大規模病院など特定機能病院にも拡大したわけですね。その結果病院から警察への届出は急増することになります。

Q：異状死についての裁判所の解釈はどうなっているのでしょうか。

A：都立広尾病院事件（注）で東京高裁は医療過誤による死亡を異状死とは認定せず、医師が死体の外表に異状を認めた場合のみを異状死と定義しました。また福島県立大野病院事件での福島地裁の判決では、異状死を「法医学的にみて、普通と異なる状態で死亡していると認められる状態を意味すると解される」と指摘、「診療を受けている当該疾病によって死亡した場合は、そもそも医師法21条にいう異状の要件を欠く」と述べています。

異状死の解釈は現在進められている医療安全調査委員会設置法案（仮称）とも密接な関係があり、今後注意深く見守る必要があります。

（注）都立広尾病院事件

1999年指の関節リウマチの手術をした女性に対し、点滴で抗菌剤を投与した後、本来注入

すべき生理食塩水の代わりに、看護師が誤って消毒剤（ヒビテン）10ミリリットルを注入し患者が死亡した事件。看護師が業務上過失致死で問われたほか、院長も医師法21条違反に問われた。

（政策部長 鈴木 伸和）